

## 第3回智頭町議会定例会会議録

令和7年9月9日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第72号 令和6年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第73号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第74号 令和6年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第75号 令和6年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第76号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第77号 令和6年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第78号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第79号 令和6年度智頭町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第12. 議案第80号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第13. 議案第81号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 第14. 議案第82号 令和6年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第83号 令和6年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第84号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第17. 議案第85号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18. 議案第86号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

号)

- 第19. 議案第87号 令和7年度智頭町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第20. 議案第88号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第89号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第90号 智頭町の議會議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正について
- 第23. 議案第91号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第24. 議案第92号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第25. 議案第93号 損害賠償の額の決定について
- 第26. 陳情について

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第72号 令和6年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第73号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第74号 令和6年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第75号 令和6年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第76号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第77号 令和6年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第78号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第79号 令和6年度智頭町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第12. 議案第80号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計決算の認定について

て

- 第13．議案第81号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 第14．議案第82号 令和6年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15．議案第83号 令和6年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16．議案第84号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第17．議案第85号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18．議案第86号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19．議案第87号 令和7年度智頭町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第20．議案第88号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第21．議案第89号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第22．議案第90号 智頭町の議會議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正について
- 第23．議案第91号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第24．議案第92号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第25．議案第93号 損害賠償の額の決定について
- 第26．陳情について

1. 会議に出席した議員（10名）

1番 古田 浩	2番 仲井 茜
3番 西尾 寿樹	4番 田中 賢
5番 谷口 翔馬	6番 波多 恵理子
7番 大河原 昭洋	8番 谷口 雅人
9番 岡田 光弘	10番 安道 泰治

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金	兒	英	夫
副	町	矢	部	整	
教	育	田	中	靖	
病院	事業	國	岡	厚	志
総務	課	山	本	洋	敬
企画	課	迎	山	恵	一
税務住民課長兼水道課長		西	川	公	一郎
教育	課	竹	内	学	
地域整備課長		酒	本	和	昌
山村再生課長		北	村	直	也
地籍調査課長		岡	本	均	
福祉	課	前	田	美由	紀
会計	課	村	上	り	え
総務	課	國	岡	まゆみ	
病院	事務部長	福	安	教	男

### 1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 福安充子  
書記 古田光一

開会 午前10時30分

開会あいさつ

○議長（安道泰治） ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第3回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安道泰治）　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、西尾寿樹議員、4番、田中賢議員を指名します。

## 日程第2. 会期の決定

○議長（安道泰治）　　日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治）　　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間と決定しました。

## 日程第3. 諸般の報告

○議長（安道泰治）　　日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和7年6月分から8月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、智頭町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、「令和6年度健全化判断比率について」及び「令和6年度資金不足比率について」の報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、9月4日付をもって、町長、教育長に、9月5日付をもって、議会選出監査委員に出席の要求をしております。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第72号から日程第25．議案第48号まで 22案  
一括上程

○議長（安道泰治） 日程第4、議案第72号 令和6年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、議案第93号 損害賠償の額の決定についてまでの22議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、令和7年第3回定例町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところ出席いただき、誠にありがとうございます。それでは、本期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第72号から議案第83号までは、令和6年度一般会計、特別会計、及び公営企業会計の決算認定を求めるものです。この12議案については、去る8月1日から8月22日までの間、町監査委員による審査を受けましたので、その意見を添えて本議会の認定に付すものです。

次に、議案第84号から議案第87号までは、補正予算についてです。

まず、議案第84号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第3号）について、主なものを説明します。

各費目に共通して、標準報酬月額の随時改定による人件費調整及び一部を除き時間外勤務手当の調整を行うとともに、人件費調整などに伴う特別会計繰出金の調整を行っています。

議会費では、韓国楊口郡議會議員との交流事業に係る経費を計上しています。

総務費の一般管理費では、人事給与システムの改修委託料を、まちづくり推進費の地域情報化推進事業では、電柱設置に要する経費を、水力発電周辺地域整備事業では、事業費の調整を計上しています。

地域活性推進費の空き校舎等利活用推進事業では、老朽化した施設の修繕に要する経費を、智頭農林高校協働連携事業では、女子寮の整備に要する経費を計上するとともに、交通政策費では、因美線利用促進に関する事業費を調整しています。

諸費の諸税等還付金では、過年度分国県支出金返還金の増額を計上しています。

税務総務費では、定額減税調整交付金に係るシステム改修業務委託料の減額のほか、定額減税調整交付金の給付見込みの増加による増額を計上しています。

戸籍住民基本台帳費では、振り仮名表記に係るシステム改修委託料及び戸籍システム標準化移行に伴う事務機賃貸料の増額のほか、現行システムリース料の解約金を計上しています。

国勢調査費では、国勢調査に係る経費の増額を計上しています。

民生費では、障害福祉費で、障害者就労選択支援事業の創設に伴うシステム改修委託料を、老人福祉費で、人件費の調整などに伴う介護保険事業特別会計繰出金の増額を計上しています。

同和対策費では、小集落改良事業に係る登記手数料の増額を計上しています。

子育て支援推進費では、妊婦支援給付自治体間連携に伴うシステム改修委託料の増額を、保育園費では、修繕料の増額をそれぞれ計上しています。

生活保護総務費では、介護現場における要配慮者対応に係る委託料のほか、家計負担激変緩和対策給付金を計上しています。

衛生費の健康増進事業費では、通信運搬費の増額を、また、簡易水道施設費では、水質検査追加費用増に伴う簡易水道事業会計繰出金の増額を計上しています。

農林水産業費の農業振興費では、農業機械の導入に係る支援に要する経費及び新規加算等による日本型直接支払交付金のほか、渇水対策に係る支援に要する経費を計上しています。

林業振興費では、民泊の環境整備支援に要する経費を計上しています。

商工費の交流事業費では、韓国楊口郡訪問団受入に要する経費の増額を計上しています。

土木費の道路維持費、道路維持事業では、修繕料及び原材料費の増額を、除雪事業では、大型除雪ドーザー修繕料の増額を、道路新設改良費では、事業費の調整をそれぞれ計上しています。

教育費の事務局費では、スクールバスの修繕に係る経費及び智頭中学校改築工事に伴う仮駐車場訴訟判決に係る損害賠償金徴収に向けた弁護士委託料並びに裁判所手数料を計上しています。

また、寄附金を財源とした小中学生のための図書購入費を計上しています。

中学校費では、修繕料の増額を計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、5,824万6,000円の増額であり、補正後の予算総額は、69億3,180万8,000円となります。

議案第85号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、子ども子育て支援金制度に係るシステム改修委託料のほか、療養費及び高額療養費の増額を計上しています。

議案第86号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、令和6年度国庫負担金返還のための過年度還付金の増額を、また、総合相談事業に係る一般会計繰出金の減額を計上しています。

議案第87号 令和7年度簡易水道事業会計補正予算（第1号）では、水質基準に関する省令などの改正に伴い、水質検査項目が追加されたことによる検査経費の増額を計上しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第88号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、育児等と仕事の両立支援制度に関する情報提供、制度利用に係る意向調査等の措置を定めるものです。

議案第89号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立のため、部分休業の取得方法について定めるものです。

議案第90号 智頭町の議會議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正については、物価上昇を踏まえ、選挙運動用ビラ及びポスター作成に係る町費負担の限度額を引き上げるものです。

議案第91号 智頭町手数料条例の一部改正については、税証明手数料などの見直しを行うものです。

人事案件の議案第92号 智頭町教育委員会委員の任命については、現委員安住順一氏の任期が令和7年9月30日で満了となることに伴い、引き続き同氏を任命したいので、本議会の同意を求めるものです。

最後に、その他案件です。

議案第93号 損害賠償の額の決定については、戸籍情報システムリース契約の契約期間の短縮に伴う解約金の額を定めるものです。

以上、本議会に提案しました議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお

願いします。

○議長（安道泰治） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第72号 令和6年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第83号 令和6年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案は、決算審査意見書が提出されております。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時45分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、監査委員の審査意見書の報告を求めます。

西尾議選監査委員。

○議選監査委員（西尾寿樹） それでは、ただいま指名いただきました議選監査委員の西尾です。本日は、小林代表監査委員に代わり、令和6年度智頭町決算審査意見書の説明をさせていただきます。

お手元に配付しております概要版に沿って説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、令和6年度決算監査につきましては、令和7年7月29日の任期満了に伴い、公営企業会計決算は、岡田議選監査委員、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況は、私、西尾議選監査委員が、それぞれ小林代表監査委員と審査を行っております。

それでは、概要版の1ページをご覧ください。

まず、一般会計、特別会計決算及び基金運用状況審査です。

審査の結果、審査意見書の第1から第6に掲げる記載事項のとおり審査を実施した限りにおいて、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び決算書類に、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数は正確であるとともに、歳入歳出予算の執行状況についても、おおむね適正であると認められました。

また、基金の運用状況に関する調書の計数は正確であり、基金は、設置目的に沿って適正に運用されていると認められます。

次に、2. 審査の意見です。

全会計の決算概況について、一般会計及び特別会計6会計の総計予算現額に対し、総決算額は、収入が88億7,007万8,000円、歳出が87億8,8

0.9万円で、総計決算額の総計予算現額に対する割合は、歳入は9.3.2%、歳出は9.2.3%となっている。総計決算額を前年度と比較すると、歳入で4,535万5,000円(0.5%)の減、歳出で6,902万5,000円(0.8%)の増となっている。

収支状況については、実質収支は、一般会計が1,170万1,000円、特別会計が4,170万5,000円で、合計5,340万6,000円の黒字となっており、単年度収支は6,754万8,000円、一般会計が3,116万4,000円、特別会計が3,638万4,000円の赤字となっている。

総計決算額及び総計決算収支は、次表のとおりであります。

続きまして、2. 一般会計の決算概況について。

歳入が68億8,396万1,000円、歳出が68億4,367万8,000円で、歳入歳出差引き額は4,028万3,000円となっている。決算額を前年度と比較すると、歳入で2,234万6,000円(0.3%)、歳出で1億34万2,000円(1.5%)それぞれ増加している。

この結果、実質収支は1,170万1,000円の黒字となっている。また、単年度収支は3,116万4,000円の赤字、実質単年度収支は1億2,711万2,000円の赤字となっている。

一般会計の決算収支は、次表のとおりであります。

(1) 歳入の概況について。

普通会計決算ベースにおける財源別構成で見ると、前年度に比べて、自主財源は、繰入金及び寄附金等が増加したが、町税、繰越金などが減少したことにより、173万7,000円(0.2%)減少し、10億9,103万2,000円となっている。

依存財源は、町債及び国庫支出金等が減少したが、地方交付税及び県支出金が増加したことにより、2,593万8,000円(0.5%)増加し、57億7,479万4,000円となっている。

この結果、行政活動の自主性と財政基盤の安定性を示す指標である歳入総額に対する自主財源の構成比率は、前年度の16%から15.9%と、自主財源の比重が0.1ポイント低くなっている。令和5年度県内町村平均値26.4%と比べてみても低水準であり、依然として、依存財源の割合が高い財政構造となっている。

また、一般財源と特定財源の観点から見ると、前年度に比べ、一般財源は、繰越金、国庫支出金及び町税などが減少したが、地方交付税及び繰入金などが増加したことにより、1億1,716万3,000円（2.3%）増加し、51億912万8,000円となっている。

その結果、歳入総額に対する一般財源の構成比率は、前年度の7.3%から7.44%と、一般財源の比重が1.4ポイント高くなっている。そして、収入未済額は1,440万1,000円で、前年度に比べ12万3,000円（0.9%）増加している。

主な収入未済額は、款別で見ると町税が最も多く、1,048万8,000円で、前年度に比べ、67万8,000円（6.9%）増加している。持続的な財政運営を行うためには、自主財源を確保する取組が重要である。一般財源でもあり、自主財源の根幹をなす「町税」の収入未済額は、前年度に比べ微増であるので、より一層、税収の動向に注視していく必要がある。

自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源の分類は、次表のとおりであります。

## （2）歳出の概況について。

普通会計決算ベースにおける経済的性質を基準とした性質状況を見ると、義務的経費は前年度に比べ、人件費、扶助費及び公債費がいずれも増加したことにより、2億2,404万8,000円（8.9%）増加し、27億4,553万8,000円となり、義務的経費は依然として増加傾向で、厳しい財政運営の要因となっている。投資的経費が普通建設事業の減により1億7,690万9,000円（18.2%）減少し、7億9,310万9,000円となっている。他の経費は、補助費等が減少したが、物件費及び積立金等の増により、5,508万8,000円（1.7%）増加し、32億8,689万5,000円となっている。

なお、歳出における補正比率は、前年度に比べ、義務的経費（40.2%）が2.7ポイント、他の経費（48.2%）が0.1ポイントそれぞれ上昇し、投資的経費（11.6%）が2.8ポイント低下している。

性質別経費の決算状況は、別表のとおりであります。

続きまして、3. 特別会計の決算概況について。

一般会計からの繰入金は、住宅新築資金貸付及び公共用地先行取得事業を除く

4会計で、2億6,307万5,000円を受け入れており、前年度に比べて、1,389万9,000円(5.6%)増加している。

特別会計は、本来、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるものであるから、一般会計の繰り出しに当たっては、その必要性を十分に検討し、縮減に努めるとともに、各会計においても、引き続き事業運営の一層の効率化に取り組み、町民の負担の公平を損なう収入未済額及び不納欠損の解消に努められたい。

一般会計の繰入状況、決算収支及び歳入決算の状況は、次表のとおりであります。

続きまして、4. 普通会計の財政指標について。

普通会計における主要な財政指標は、前年度と比べ、財政基盤の強弱を表す財政力指数（3か年平均）は0.001ポイント下降し0.187ポイント（県内市町村平均は0.25ポイント）、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は2.5ポイント上昇し、98.5%（同89.4%）、財政運営の健全化を判断する実質収支比率は0.8ポイント下降し0.3%（同7%）、公債費負担比率は0.6ポイント上昇し15.7%（同14.4%）となった。

経常収支比率は100%に近い数値となっており、本町の財政構造は、依然として硬直度が高い状況にあることを表している。

経常収支比率が高くなると、行政需要の変化に適切に対応することが困難になると考えられることから、厳しい財政運営が今後も続くことが予想される中、想定されない事態に対し迅速に対応するために、今後も引き続き、一般財源の確保と事務事業の見直しにより、算定の分子となる経常的経費の縮減を図ることにより、財政の弾力性を回復し、持続可能な財政構造の確立に努めていく必要がある。

主な財政指標の推移及び経常収支比率の状況は、次表のとおりであります。

続いて、9ページの5. 決算審査に係る総括意見である。

本町の今後の財政運営は、厳しい財政状況が続くと予想される。このような状況下にあって、町の財政運営については、常に中長期的な展望の下、財政規律を維持しつつ、行政サービスの確保と町財政の健全化を同時に実現する必要がある。そのためには、自主財源の確保の取組、限りある財源や人的資源等を最大限に活用し、施策・事業の選択や業務の見直しを推進され、効率的・効果的な事業の執行に努めていくことが不可欠であり、引き続き、最小経費による最大効果を期待できる行財政改革に取り組むことで、持続可能な行財政運営に努められたい。

続いて、公営企業会計決算審査については、お手元に配付の「令和6年度智頭町公営企業会計決算審査意見書」をご覧ください。

決算審査意見書の第1から第5までの記載事項のとおり、審査した限りにおいて、審査に付された5事業会計の決算書表は、いずれも地方公営企業法及び関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつ正確であり、経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められた。

また、予算は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

本事業の経営成績、財政状況は2ページに記載のとおりであり、令和6年度における5事業会計の経営成績である「当年度純損益合計」は、9,474万4,000円の純損失となっている。当年度純損益は、農業集落排水事業、水道事業が純利益、簡易水道事業、公共下水道事業、病院事業が純損失となっている。未処分利益剰余金合計は、27億1,349万9,000円の欠損金となっている。

水道事業、病院事業会計を除く3事業会計は、事業の根底となるべき営業収益の各事業収益に対する割合がいずれも3割以下となっている。このため、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金（基準内繰入金）のほか、独立採算による経営が困難であるため、同会計からの繰入金（基準外繰入金）等で賄われている。

一般会計からの繰入金の合計は10億4,791万1,000円で、総務省が規定する繰出基準に基づく基準内繰出金は6億9,761万8,000円（66.6%）であり、基準外繰入金は3億5,025万4,000円（33.4%）となっている。

各事業を取り巻く経営状況を見ると、施設等の老朽化・耐震化等に伴う事業費用の増加及び医師・看護師等に対する給与費、医療機器の維持管理に係る経費など、医業費用が増加する一方、人口減少等による料金未収が減少する中で、厳しさが増していくことが想定されているところであります。

今後の事業経営については、各事業会計の意見書の結びで要望事項を記載しており、留意されたい。

地方公営企業は、「常に企業としての経済性を發揮する中、住民の生活に欠くことのできない社会資本を整備し、公共の福祉の増進を図ることをその使命としており、経営戦略、経営強化プラン等を踏まえて、計画的かつ効率的な事業運営を実施し、質の高いサービスが提供されることを望むものである。

なお、各事業会計の経営成績及び今後の事業運営につきましては、3ページ以降に記載しており、今回は説明を省略させていただきます。

以上、令和6年度決算及び基金運用状況の審査意見の説明を終わらせていただきます。

最後に、今般の審査の意見書作成に当たり、協力していただきました関係職員の皆様には、この場を借りてお礼を申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（安道泰治）　　西尾議選監査委員の報告は終わりました。

議案第72号から、議案第83号までの12議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治）　　質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩　午前11時08分

再開　午前11時09分

○議長（安道泰治）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議案第72号から、議案第83号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く議員9名で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治）　　異議なしと認めます。

よって本案は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩　午前11時10分

再開　午前11時10分

○議長（安道泰治）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりました

ので、ご報告します。

委員長に岡田光弘議員、副委員長に田中賢議員、以上のとおりです。

日程第16、議案第84号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第25、議案第93号 損害賠償の額の決定についてまでの10議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第16、議案第84号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 補正予算書1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第84号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出の総額を、それぞれ5,824万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を、それぞれ69億3,180万8,000円とするものでございます。

まず歳出についてですが、別に配付しております令和7年度9月補正予算概要と補正予算書により説明させていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がございますが、ご了承いただきたいと思います。

また、各費目に共通して、標準報酬月額の随時改定による人件費調整及び一部を除き、年度後半時間外勤務手当の調整を行うとともに、人件費調整などに伴う特別会計繰出金の調整を行っています。

それでは、補正予算書12ページ、概要是1ページの議会費から説明をさせていただきます。

議会費では、韓国楊口郡議会議員との交流事業に係る経費を計上しています。

同じく12ページの総務費の一般管理費では、人事給与システムの改修委託料の増額を、同じく12ページのまちづくり推進費の地域情報化推進事業では、電柱設置に要する経費を、水力発電周辺地域整備事業では、事業費の調整を、同じく12ページの地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、老朽化した施設の修繕に要する経費を、智頭農林高校協働連携事業では、女子寮の整備に要

する経費を計上しています。

13ページの交通政策費では、因美線利用促進に関する事業費を調整しています。

同じく13ページの諸費では、過年度分国県支出金返還金の増額を計上しています。

同じく13ページの税務総務費では、定額減税調整交付金に係るシステム改修実績による減額及び定額減税調整交付金の給付見込みの増加による補助金の増額を、14ページの戸籍住民基本台帳費では、振り仮名表記に係る戸籍システム改修委託料及び戸籍システム標準化移行に伴う事務機賃借料の増額並びに現行システムリース料の解約金に要する経費をそれぞれ計上しています。

同じく14ページの国勢調査費では、国勢調査に係る経費の増額を計上しています。

同じく14ページの民生費の障害福祉費では、就労選択支援の創設に伴うシステム改修委託料の増額を、14ページから15ページの老人福祉費では、人件費の調整などに伴う介護保険事業特別会計繰出金の増額をそれぞれ計上しています。

15ページ、概要では2ページとなる同和対策費では、小集落改良事業に係る登記手数料の増額を、同じく15ページの子育て支援推進費では、妊婦支援給付自治体間連携に伴うシステム改修委託料の増額を、同じく15ページの保育園費では、修繕料の増額を、同じく15ページの児童館費では、公園遊具の点検手数料の増額をそれぞれ計上しています。

同じく15ページの生活保護総務費では、介護現場における要配慮者対応に係る委託料及び家計負担激変緩和対策給付金の増額を計上しています。

16ページの衛生費の健康増進費では、通信運搬費の増額を、同じく16ページの簡易水道施設費では、水質検査追加費用増に伴う簡易水道事業会計繰出金の増額を計上しています。

同じく、農林水産業費の農業振興費では、渇水対策に係る支援に要する経費及び農業機械導入に係る支援に要する経費のほか、中山間地域等直接支払交付金事業の新規加算等による交付金等、それぞれ計上しています。

17ページ概要では、2ページから3ページとなる林業振興費では、民泊事業に係る環境整備に要する経費を計上しています。

同じく17ページの商工費の交流事業費では、韓国楊口郡訪問団の受入れに要

する経費の増額を計上しています。

18ページの土木費の道路維持費、道路維持事業では、町道に係る修繕料及び修繕に係る原材料費の増額を、除雪事業では、大型除雪機の修繕料の増額を、同じく18ページの道路新設改良費では、事業費の調整をそれぞれ計上しています。

同じく18ページの教育費の事務局費では、スクールバスの修繕及び智頭中学校改築工事に伴う仮駐車場訴訟判決に係る損害賠償金の徴収に向けた弁護士委託料及び裁判所手続手数料の増額をそれぞれ計上しています。

また、寄附金を財源とした小中学生のための図書購入費を計上しています。

同じく18ページの学校運営費では、中学校雨水ポンプ修繕料を計上しています。

以上、合計しまして、今回の一般会計補正予算額は5,824万6,000円の増額補正となっています。

次に、歳入についてでございますが、補正予算書8ページから11ページのとおり、地方交付税、国庫支出金、県支出金等をもって措置しております。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出並びに債務負担行為の3区分に分けて行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、波多恵理子議員。

○6番（波多恵理子） 補正予算書の16ページの農林水産業費の渴水対策緊急

事業補助金の内容を詳しく教えてください。

北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也）　　渴水対策事業の概要について、お答えいたします。

まず補助率でございますけれども、県40%、町40%の計80%で支援しようとするものでございます。

内容につきましては、県の要項等が定まっておりませんので、今後変更となる可能性ございますけれども、ポンプの購入、リース、これの燃料費であったりとか、ポンプ車による排水、また、土のう設置や河川掘削等が対象になるものというふうに考えております。

要件でございますけれども、共同購入、2者以上の方であったりとか集落の共同購入であるものであったりとか、期間の要件がございまして、7月15日以降に遡及して対策を講じたものが対象になるものでございます。

以上です。

○議長（安道泰治）　　ほかにありませんか。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人）　　同じく、その項目の下で、令和の米増産に関する部分の事業内容等。

○議長（安道泰治）　　北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也）　　令和の米増産緊急対策事業の内容でございますけれども、これは、県の6月補正予算で措置されたものでございます。補助率は、県3分の1、町6分の1で、2分の1の支援をするものでございます。

要件でございますけれども、令和6年度を起算として、令和8年度までに2割以上の主食用米を増産するものが対象となるもので、本町では、5者対象者いらっしゃいまして、そのうち1者に対して、選別計量器の導入を支援するものでございます。

以上です。

○議長（安道泰治）　　ほかにありませんか。

9番、岡田議員。

○9番（岡田光弘）　　同じく16ページ、農業振興費のその下、中山間地直接支払交付金で150万円、今回計上しておりますけども、こちら説明では、新規の取組の集落があったというふうにもお伺いしたんですけども、提案理由のほうで、

新規加算の取組があったということの説明がありましたので、現在取り組んでおられる集落、地域の中で新たな加算に対する取組があったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安道泰治） 北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） 中山間地域等直接支払交付金については、これ第6期対策に入って、新ネットワークとスマート農業の加算に対するものでございます。集落の増のものは、多面的機能支払交付金のほうでございまして、こちら3集落増えたというものでございます。

以上です。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋） 本冊17ページの林業振興費でございます。負担金補助及び交付金ということで、民泊環境の支援整備支援ということで、67万6,000円計上されておりますけども、この内容をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（安道泰治） 北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） 民泊の関係でございますけれども、こちら民泊施設の環境整備を県の補助事業も活用しながら、補助率2分の1で支援するものでございます。

具体的な内容でございますけれども、2件ございまして、畳等の交換であり、お風呂の給湯器が故障してあるものを修繕するというものでございます。

以上です。

○議長（安道泰治） 7番、大河原議員。

○7番（大河原昭洋） 補助率はお聞きしました。既にもう2件要望があるということで、この2件に対するものだけというふうな認識でよろしかったですか。

○議長（安道泰治） 北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） このたびの要求は、2件に対するものでございます。

以上です。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

6番、波多恵理子議員。

○6番（波多恵理子） 本冊補正予算書で15ページ、民生費のところです。一番下の生活保護総務費の中の扶助費、家計負担激変緩和対策給付金、対象が何人で幾らなのか教えてください。

○議長（安道泰治） 前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 今回、補正で上げている家庭負担激変緩和対策給付金についてですが、既に予算措置している1世帯7,000円と合わせて、今回、追加で8,000円を計上するもので、80世帯を予定しております。

以上です。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋） 本冊18ページの道路維持費であります。需用費で修繕料240万円計上されておりまして、説明では、大型除雪ドーザーの修繕ということでありますけども、その内容の説明をお願いいたします。

○議長（安道泰治） 酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） 需用費、修繕料の内訳ですけども、道路修繕が150万円と除雪の修繕が90万円になってます。

この除雪に関しましては、冬期始まりますので、事前に点検をしたところ、排土板の変形、損傷がございましたので、その修繕に係る費用を計上させていただいております。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

9番、岡田議員。

○9番（岡田光弘） 14ページの戸籍住民基本台帳費の中に、21番の補償補填及び賠償金として、解約金が779万1,000円計上してあります、こちらを見ますと、全額が国庫支出金になろうかと思うんですけども、こちらは、当初契約してありましたシステムリース契約というものの前倒しで標準化が入ってきたために、国のほうの予算で解約金という、やむを得ずこういった形になったという理解でよろしいですか。

○議長（安道泰治） 西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 解約金についてのご質問ですけれども、ただいまの議員がおっしゃったとおり、国のシステムの平準化、標準化が前倒しになったということで、現在システムをリースしているものを解約金で返さ

ないといけないということが発生したことです。

○議長（安道泰治）ほかにありませんか。

9番、岡田議員。

○9番（岡田光弘）16ページの衛生費の簡易水道施設費ですけども、こちらの中に簡易水道事業会計への繰出金として132万円計上してありますて、こちらのほうは、検査の項目の追加というふうにお伺いしているんですけども、こちら今話題になっているPFOSとかPFOAとか、そういういたものに対する検査項目が増えたために、こちらの追加費用が発生したという理解でよろしいですか。

○議長（安道泰治）西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎）おっしゃるとおりでございます。これから簡易水道の補正予算の補足説明でも説明させてもらうと思ってます。そのとおりです。

○議長（安道泰治）9番、岡田議員。

○9番（岡田光弘）こちらのほう義務化というのは、2026年4月からということになっているようですが、今、予算化されるということは、2025年度から前倒しでこちらの検査のほう実施していくと、実際に実施をするという理解でよろしいですか。

○議長（安道泰治）西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎）詳細は、簡水の補正予算のときに説明させていただきます。

○議長（安道泰治）簡水なので、そのときにということですけど、それでよろしいですか。

ほかにありませんか。

7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋）15ページの生活保護総務費の委託料です。57万9,000円計上されていて、この要配慮者特別処遇委託料ということでございます。この事業内容をもう少し説明をいただきたいのと、委託先を教えてください。

○議長（安道泰治）前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀）委託料の件についてですが、要配慮者についての特別処遇に対し、県の孤独・孤立対策事業補助金を活用し、困難事例の対応に当たるものでございます。

内容としましては、対応に当たっていただく事業所への支払い委託料を想定しております。

以上です。

○議長（安道泰治）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治）質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治）質疑なしと認めます。

最後に、債務負担行為も含め、再度、一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治）質疑なしと認めます。

日程第17、議案第85号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀）補正予算書24ページをご覧ください。

議案第85号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算補正（第2号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,722万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8億6,528万2,000円とするものです。

歳出につきましては、30ページをご覧ください。

子ども子育て支援金制度に伴うシステム改修委託料のほか、医療費、高額医療費を増額措置しております。

歳入につきましては、29ページをご覧ください。

国庫支出金及び県支出金で増額措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治）説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋） 30ページの保険給付費で医療費が1億1,100万円ということで、かなり金額が大きくなっています。なかなか高額医療ということで、当初の見込みから難しいところはあろうかと思いますけども、この内容について少し説明をいただけますでしょうか。

○議長（安道泰治） 前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 増額の要因ですが、当初予算で想定していたものよりも高額な請求が4月から来ております。ですので、実績による増ということで、内容としましては、請求が高額となる病気となられている方が増えているという状況でございます。

以上です。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第86号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 補正予算書31ページをご覧ください。

議案第86号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算補正（第2号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,539万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億7,878万8,000円とするもので

す。

歳出につきましては、38ページから39ページをご覧ください。

一般管理費及び介護予防ケアマネジメント事業費、認知症総合支援事業費では、人件費の調整を、償還金では、令和6年度交付金返還のための過年度還付金の増額を行っております。

また、一般会計繰出金では、一般会計の総合相談事業に係る人件費調整に伴い、減額措置を行っております。

歳入につきましては、36ページから37ページをご覧ください。

国庫支出金及び支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金で増額措置しています。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第87号 令和7年度智頭町簡易水道事業会計補正予算（第1号）補足説明を求めます。

西川税務住民課長

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、簡易水道事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

補正予算書を1ページをご覧ください。

議案第87号 令和7年度智頭町簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的収入及び支出のうち、簡易水道事業収益について、営業外収益を132万円増額し、2,454万5,000円に、収益的支出のうち、簡易水道事業費用の営業費用を132万円増額し、2,564万5,000円としております。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきまして、原水及び浄水費の委託料を水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部改正により、人工フッ素化合物（PFOA／PFOS）の検査基準項目が追加されたことに伴います、水質検査委託料の増額を計上しております。

また、この経費の財源につきましては、上段に記載のとおり、他会計補助金で措置しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岡田議員。

○9番（岡田光弘） 先ほど説明をいただきましたけども、水質検査項目の追加に伴う増額ということですけども、こちらのほうの検査の義務化というのは、2026年4月からというふうに聞いているんですけども、智頭町の場合は、実際2025年、今年度から、その検査が既に始まっているということで、今回計上されたという理解でよろしいですか。

○議長（安道泰治） 西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 検査項目の追加ということで、議員のおっしゃるとおり、この施行については、令和8年4月1日からになります。ただし、今回、簡易水道の検査につきまして、新たにちょっと追加項目がございまして、現状の追加の基準でいきますと、年間に5回、3か月に一度しなさいという具合に義務づけになっているんですけども、それを1年前倒しして実施した市町、そういう施設等につきましては、その検査回数を、おおむね6か月に一度にしていいんだよという、そういう軽減的なことがございますので、今回、本町としまして、補正予算を出していただいて、実施するというふうにご理解いただければと思います。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第88号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

○議長（安道泰治） 山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書13ページから16ページ、議案説明資料1ページ上段をご覧ください。

議案第88号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、妊娠、出産等を申し出た職員や3歳未満を養育する職員に対して、育児等と仕事の両立支援制度に関する情報提供や制度利用に係る意向調査等の措置を定めるものです。

なお、施行期日は、令和7年10月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第89号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書17ページから20ページ、議案説明資料1ページ下段をご覧ください。

議案第89号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立のため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案が令和7年1月8日に公布され、令和7年10月1日に施行されることから、職員の部分休業の取得方法について、勤務時間の始めまたは終わりに取得可能であった取扱いを廃止し、勤務時間の始めまたは終わりに限らず取得可能とともに、1年につき10日を超えない範囲で取得することができるなどを追加するものです。

なお、施行期日は、令和7年10月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第90号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書21ページから23ページ、議案説明資料2ページ上段をご覧ください。

議案第90号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部改正により、物価上昇を踏まえ、選挙公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、

選挙運動用ビラ及びポスター作成の町費負担額の限度額を引き上げるものです。

なお、施行期日は公布の日とします。

説明は以上です。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第91号 智頭町手数料徴収条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、議案の24ページから53ページをご覧ください。議案説明資料概要は2ページの下段でございます。

議案第91号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について。

これは、智頭町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものであります。

この改正につきましては、智頭町の手数料の一部につきまして、近隣の手数料に鑑み、額の見直しを行うものでございます。

概要としましては、税関連の証明につきまして、固定資産税台帳に記載されます事項の証明書の追加枚数に応じて手数料を徴収することを廃止し、交付手数料を1通300円に改めるものです。

次に、所得証明の数人または数事項を一括して一連の証明を請求する場合に、1人1事項に1件として、その件数に応じて手数料を徴収することを廃止し、1通300円の手数料に改めるものです。

そして、評価証明手数料の土地は1筆、建物は1棟を1件とし、2件以上につきまして、1件を増すごとに20円を増徴していたものを廃止するものです。

また、住民基本台帳関連の証明につきまして、印鑑登録証の再交付の手数料を追加し、個人番号カード（マイナンバーカード）の再交付手数料の徴収につきまして、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構になったことに伴いまして、廃止いたします。

そのほか手数料の料金表につきまして、改正前の箇条書の表記を別表に改める

ように改正するものです。

施行期日につきましては、公布の日です。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第92号 智頭町教育委員会委員の任命についての補足説明を求めるます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書54ページをご覧ください。

議案第92号 智頭町教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

令和7年9月30日で任期満了となります鳥取県八頭郡智頭町大字奥本443番地、安住順一。昭和34年4月12日生まれを引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第93号 損害賠償の額の決定についての補足説明を求めるます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案55ページをご覧ください。

議案第93号 損害賠償の額の決定について。

これは、戸籍情報総合システムリース契約の契約期間の短縮に伴う損害賠償に係る契約金額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものであります。

解約金を支払う相手方、所在地、広島県広島市中区八丁堀 3-33、名称リコ一リース株式会社中国支社、代表者 支社長、吉賀今日子。解約金の額、779万640円。概要につきましては、戸籍情報総合システムリース契約を令和8年12月末までとしていましたが、デジタル庁が推進する地方公共団体情報システムの標準化・共通化に伴い、リース期間を令和7年11月末までに短縮するため、解約金を支払うものであります。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 程第26. 陳情について

○議長（安道泰治） 日程第26、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。お諮りします。

各委員会審査等のため、9月11日から9月18日までの8日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、9月11日から9月18日までの8日間を休会することに決定しました。

9月10日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いします。

来る9月19日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和7年9月9日

智頭町議会議長 安道泰治

智頭町議会議員 西尾寿樹

智頭町議会議員 田中賢